

令和7年度第一回運営委員会 議案①「個人情報取扱規則の改正について」

【問題点】

今年4月より本会で個人情報取扱規則が施行され、すでにPTA会員の入会届、委員選出、名簿作成などにおいて、規則に沿った個人情報管理をスタートしています。国の定めた個人情報保護法では従業者への研修が義務付けられているものの、本会の規則に研修の実施についての事項がありませんでした。そこで、本会の個人情報取扱規則に定期的な研修の実施についてルール化することを提案します。

【メリット】

- ・個人情報保護法を遵守します。
- ・組織全体の意識が向上し、PTA活動の安全性、信頼性が高まります。
- ・個人情報の取扱いに関する理解を深めることで、役員、委員が安心して活動できます。
- ・規則に明文化することで、今後も継続的な研修の実施が期待されます。

【デメリット】

- ・新たに研修の時間を設ける必要があります。

【提案】

- ・以下のように個人情報取扱規則第16条の追加を求めます。

（研修）

第16条 個人情報保護管理者は、本会役員、委員等に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

- ・次のような研修の実施を提案します。

日 程：第一回運営委員会 10分程度（毎年度実施）

対 象：役員、代表、副代表

内 容：「個人情報取扱規則マニュアル」の配布および解説